

[検討事項] ■議会活動の原則

□災害時における議会の活動

1. 考え方について

- ①議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。
- ②議長は、災害等の不測の事態が発生したときは、議会としての対応策を協議又は調整するための会議等を必要に応じて開催するものとする。
- ③議会は、災害等の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長等に対する情報提供及び提言等を行うとともに関係機関等に対する要請を行うものとする。
- ④議会は、得られた情報に基づき市民への情報提供を積極的に行うものとする。

2. 参考条文、参考事例等

○山形市 第3条（危機管理）

議会は、大規模災害等の不測の事態が発生した場合において迅速かつ機動的に活動できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。

○防府市 第4条（危機管理）

議会は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければなりません。

2 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、次のとおり対応するものとする。

①議長は、議員による協議又は調整を行うための協議会等を開催することができるものとする。

②議会及び議員は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言及び提案を行うものとする。

○茨城県 第4条（議会の役割）

議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

(6) 県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うこと。